

「第3次三木市環境総合計画」に基づく施策の実施状況

基本目標1：地球温暖化対策に取り組む脱炭素なまち

方向性（1） 行政による地球温暖化対策の実施

施策	担当部署	計画 ページ	R 6 年度 取組事項	R 7 年度 取組事項	今後の取組・課題
公共施設の省エネルギー化の推進	財政課	38	・公共施設の照明のLED化を迅速に進める、経営管理課において公共施設のLED化に関する業務を一括発注することを決定した。	・経営管理課において公共施設のLED化を7年度から8年度にかけて進めており、7年度分は完了した。	・経営管理課において公共施設のLED化を完了させる。
	環境政策課・生活安全課	38	・三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定するにあたり、庁内組織として、作業部会（主任級以上対象）、幹事会（課長級対象）、推進本部会議（部長級対象）を開催したうえで、計画内容を協議した。その際に、事務事業編の中に「LEDの積極的な導入」を盛り込むなど公共施設における省エネ化の推進を掲げた。 ・防犯灯のLED化を進めた。	・ゼロカーボンシティ宣言を行い、三木市地球温暖化対策実行計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となってカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。 ・防犯灯のLED化を推進した。	・改定した地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づいて、全庁的に公共施設の省エネ化を進めていく。 ・引き続き防犯灯のLED化を進める。
	教育施設課	38	・屋内運動場の照明をLED化し、省エネルギー化を図った。小学校3校（三樹小、緑が丘東小、自由が丘東小）	・公共施設照明LED化事業で、小学校3校（平田小、豊地小、緑が丘東小）、中学校1校（別所中）の屋内運動場、校舎の照明をLED化し、省エネルギー化を図った。	・令和8年度は、公共施設照明LED化事業で残りの学校全ての屋内運動場、校舎の照明のLED化を行う。
公共施設における再生可能エネルギーの利用	財政課	38	・本庁舎においては、再生可能エネルギーは利用していない。	・本庁舎においては、再生可能エネルギーは利用していない。	・本庁舎においては、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー設備の導入を費用対効果の観点も含め、検討を続ける。 ・本庁舎以外への再エネ利用については、ハートフルプラザの屋上に太陽光発電設備の導入を検討したが、一定以上の設置スペースを確保することができないため、断念した。他の施設は普通財産であるため、太陽光発電設備等の再エネの利用は考えていない。
	教育施設課	38	・小学校5校では、既に太陽光発電設備を設置しており、発電した電力を学校内で利用している。	・小学校5校では、既に太陽光発電設備を設置しており、発電した電力を学校内で利用している。	・太陽光発電設備の追加導入については、将来の大規模改修等において検討する。
次世代自動車の調達	財政課	39	・電気自動車（三菱ミニキャブ）を2台導入し、電気自動車・PHEVは合計8台になった。	・新規導入はないが、電気自動車・PHEVの合計8台保有を継続した。	・公用車の保有台数が過剰にならないように、乗換の時期に合わせて検討する必要がある。
職員の意識の向上	総務課	39	・「夏のエコスタイル」を実施し、適正冷房の徹底及び軽装勤務の推奨に取り組んだ。 ・「ノーマイカーデーの実施」について職員へ周知した。	・「夏のエコスタイル」を実施し、適正冷房の徹底及び軽装勤務の推奨に取り組んだ。 ・「ノーマイカーデーの実施」について職員へ周知した。	・「夏のエコスタイル」及び「ノーマイカーデーの実施」の職員への周知について、継続して実施する。

	環境政策課	39	・三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定するにあたり、庁内組織として、作業部会（主任級以上対象）、幹事会（課長級対象）、推進本部会議（部長級対象）を開催したうえで、計画内容を協議した。	・職員向けデコ活教室を開催し、講義とグループワークを通じて、私生活や業務で取り組めるデコ活について啓発した。	・引き続き、職員向けのデコ活教室を開催する。
--	-------	----	---	--	------------------------

方向性（２） 地域での地球温暖化対策の実施

施策	担当部署	計画ページ	R 6 年度 取組事項	R 7 年度 取組事項	今後の取組・課題
地球温暖化に関する周知	環境政策課	40	・エコ三木と協働で、「三木金物まつり」に出展した。三木金物まつりでは、市内の高校生20名と協働で、地球温暖化対策に関する普及啓発活動を実施した。また、フードドライブ事業において地球温暖化対策について啓発を実施した。	・エコ三木と協働で、「三木金物まつり」に出展した。三木金物まつりでは、市内の高校生9名と協働で、地球温暖化対策に関する普及啓発活動を実施した。また、フードドライブ事業において地球温暖化対策について啓発を実施した。	・継続して実施するとともに、デコ活の周知、普及啓発活動を様々なイベント等で実施する。
再生可能エネルギーの利用	環境政策課	40	・三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、基本目標の1つに「再生可能エネルギーの導入促進」を掲げ、行政、事業者、市民の取組等について明記した。	・兵庫県が国の重点対策加速化事業の承認を得て実施を開始した、住宅用太陽光発電設備等導入補助事業を活用し、市でも補助事業を開始した。 ・兵庫県が開始した、共同購入事業の周知について協力した。	・引き続き実施する。
省エネルギー化の促進	環境政策課	40	・三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、基本目標の1つに「省エネエネルギー対策の実施」を掲げ、行政、事業者、市民の取組等について明記した。	・省エネ家電買い替え促進補助金により、家庭の省エネルギー化について、市民の具体的な行動を後押しした。	・引き続き実施する。
環境産業の促進	縁結び課	41	兵庫フィールドパビリオン事業として、摘果ブドウを称したジャムづくり体験による「おうちカフェご飯そらまめ」の事業が選定され、今後の三木市の体験事業として環境保全に向けたアップサイクル事業として民間ベースで実装する。	・国、兵庫県、企業等から関係する情報を収集し、各関係課に情報を共有した。 ・ひょうごフィールドパビリオン事業として、酒米利用できない山田錦を活用した味噌造り体験（彩雲みそ加工グループ）や市の山田錦も原料とした日本酒を作る際に使用された酒樽をリメイクした酒樽胴太鼓体験（@Don!!）など、今後の三木市の体験事業として、環境保全の事業PRや意識醸成を民間ベースで行う。	引き続き、様々な可能性を模索する。
	環境政策課	41	・三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、その過程で、市内事業者とのヒアリングや策定委員会委員として、御意見を頂戴したうえで、事業者の取組等について明記した。	・兵庫県が国の重点対策加速化事業の承認を得て実施を開始した、非住宅用太陽光発電設備等導入補助事業について、商工会議所などに周知を行った。 ・兵庫県が開始した、共同調達事業の周知について協力した。	・引き続き実施する。
	商工振興課	41	第3次三木市環境総合計画（中間見直し）（令和8年3月）より新規掲載	・環境産業振興に係る国や県、企業等の情報を収集し、事業者へ提供した。 ・兵庫県が開始した、共同調達事業の周知について協力した。	引き続き環境産業振興に係る国や県、企業等の情報を収集し、事業者へ提供する。

次世代自動車の利用	財政課	41	・市が率先し、集中管理公用車として電気自動車（日産リーフ4台、三菱ミニキャブ2台）を6台、危機管理課所管車両としてPHEV2台(三菱エクリプスクロス)を利用している。	・市が率先し、集中管理公用車として電気自動車（日産リーフ4台、三菱ミニキャブ2台）を6台、危機管理課所管車両としてPHEV2台(三菱エクリプスクロス)を利用している。	・今後、増車にあたっては、充電設備等や利用環境の整備にかかるコストが課題である。また、次世代自動車を駐車する市役所地下駐車場に限りがあり、1台当たりの駐車スペースも狭いなど、物理的な課題があることから、駐車スペースを確保するため、まずは、公用車全体の駐車場所を再検討（再配置）する必要がある。
	環境政策課	41	・三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、基本目標の1つに「低炭素型まちづくりの推進」を掲げ、次世代自動車の利用について、行政、事業者、市民の取組等について明記した。	・広報みきや三木駅デジタルサイネージなどの媒体や、デコ活教室にて啓発を行った。	・継続して実施する。
公共交通機関及び自転車の利用	環境政策課	41	・三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、基本目標の1つに「低炭素型まちづくりの推進」を掲げ、公共交通機関の利用促進や車に頼りすぎないくらしの推進について、行政、事業者、市民の取組等について明記した。	・広報みきや三木駅デジタルサイネージなどの媒体や、デコ活教室にて啓発を行った。	・継続して実施する。
	交通政策課	41	・交通政策課において、公共交通の確保維持及び利用促進並びに駅前駐輪場やパークアンドライド駐車場の管理を行った。また、バス路線と鉄道網とパークアンドライド駐車場の位置が1枚で分かる公共交通マップにより、周知を行った。 ・観光振興課において、三木駅におけるレンタサイクル事業を継続した。 ・道路河川課において、自転車の利用しやすい環境整備を進めている。	・交通政策課において、公共交通の確保維持及び利用促進並びに駅前駐輪場の管理を行った。また、バス路線と鉄道網とパークアンドライド駐車場の位置が1枚で分かる公共交通マップにより、周知を行った。 ・事務局をつとめる粟生線活性化協議会では、パークアンドライド駐車場のフラップレス、キャッシュレス化対応への補助による利用促進やサイクルトレインの実証実験に取り組んだ。 ・観光振興課において、三木駅におけるレンタサイクル事業を継続した。 ・道路河川課において、自転車の利用しやすい環境整備を進めている。	・公共交通利用や自転車利用に関する継続的な周知PR・啓発が必要である。 ・駐輪場での迷惑駐車、放置自転車の利用マナー向上のための対策が必要である。
フロン類対策の実施	環境政策課	41	・実施していない。	・実施していない。	・必要に応じて、情報収集に努め、ホームページ等で啓発を行う。

方向性（3） 気候変動による影響への対応

施策	担当部署	計画ページ	R 6 年度 取組事項	R 7 年度 取組事項	今後の取組・課題
豪雨対策の推進	農地整備課	42	・県営ため池整備事業4池を実施した。 ・ため池講習会による低水位管理の指導を行った。 ・多面的交付金事業を通したため池の維持管理指導を行った。	・県営ため池整備事業4池を実施した。 ・ため池講習会による低水位管理の指導を行った。 ・多面的交付金事業を通したため池の維持管理指導を行った。	・田んぼダムは、地理的要因から実施可能地区が少ないが、実施について協力が得られるように啓発を行う。 ・農繁期でのため池低水位管理が困難であることから、豪雨予想時での水位低下措置等を指導する必要がある。
	道路河川課	42	・岩宮大村線整備事業の歩道において、雨水対策として透水性舗装の整備を行った。	・歩道リニューアル事業（緑が丘地区）の歩道改良工事において、雨水対策として透水性舗装の整備を行った。	・継続して実施する。

	下水道課	42	三木市内水浸水想定区域図を作成し、水害リスク情報の充実を図った。	まち全体の排水機能の向上などは、非常に長期にわたるハード事業であるため、まずはソフト対策として内水氾濫ハザードマップ作成のために必要な被害想定区域の整理を行った。	年数の必要なハード整備の前に、まずは命を守るためのソフトの取り組みとして、関係課（危機管理課）と連携し、内水氾濫ハザードマップを作成する。
熱中症対策の実施	健康増進課	42	・公民館や、サロンなどの通いの場及び、1才未満とその保護者を対象にしたサロンにて経口補水液や資料を配布し熱中症についての啓発を行った。また、市のHP等を活用し熱中症予防に関する情報発信にも他課と協力しつつ努めてきた。	クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）およびクールスポット（涼みどころ）を市内に28か所（公共施設16か所、民間施設12か所）開設し、ホームページ等で周知を行った。また、消防本部、中学校やシルバー人材センター等での熱中症予防講座や広報を活用し、熱中症対策の普及啓発を行った。	クーリングシェルターおよびクールスポットに協力いただける事業者の募集を行い、協力施設の拡大を目指す。また、引き続き熱中症対策の普及啓発を行う。
	都市政策課	42	・外出時に公園で休憩が出来るように老朽化したパーゴラ、テーブル、ベンチの補修を行った。	・外出時に公園で休憩が出来るように老朽化したパーゴラ、テーブル、ベンチの補修を行った。	・継続して実施する。
	救急救助課	42	・熱中症予防講習会（市内教育機関の職員及び一般市民等を対象、令和6年5月10日開催、大塚製薬株式会社職員が特別講師） ・救急法講習会において熱中症の注意喚起・予防啓発の講話を実施する（熱中症に特化した救急法講習会）	・熱中症予防講習会（市内教育機関の職員及び一般市民等を対象、令和7年5月9日開催、三木市消防本部救急救命士、三木市役所保健師が講師） ・救急法講習会において熱中症の注意喚起・予防啓発の講話を実施する（熱中症に特化した救急法講習会）	・継続して実施する。
感染症対策の実施	環境政策課	42	・蚊などの発生を抑制するため、三木市保健衛生推進協議会に市内一斉清掃の協力を要請し、害虫発生防止に努めた。	・蚊などの発生を抑制するため、三木市保健衛生推進協議会に市内一斉清掃の協力を要請し、害虫発生防止に努めた。	・継続して実施する。
	健康増進課	42	乳幼児健診等で相談窓口や感染予防の啓発チラシを配布した。また、乳幼児がいる家庭に対し予防接種のお知らせを送付した。	乳幼児健診等で相談窓口や感染予防の啓発チラシを配布した。また、乳幼児がいる家庭に対し予防接種のお知らせを送付した。	・継続して実施する。
災害発生時の非常用電源の確保	危機管理課	42	避難所指定要員を対象とした給電訓練を実施した。	避難所指定要員を対象とした給電訓練を実施した。	継続して実施する。
	財政課	42	・本庁舎・ハートフルプラザみきにおいては、停電時対策として非常用電源1台を確保している。 ・災害時の非常用電源として、電気自動車（日産リーフ）4台、PHEV2台(三菱エクリプスクロス)を活用する。	・本庁舎・ハートフルプラザみきにおいては、停電時対策として非常用電源1台を確保している。 ・災害時の非常用電源として、電気自動車（日産リーフ）4台、PHEV2台(三菱エクリプスクロス)を活用する。	・非常用電源として電気自動車を導入する場合、外部給電器を含めたコスト、駐車場所の確保が課題である

基本目標2：生物多様性に配慮した自然と共生するまち

方向性（1） 生物多様性の保全

施策	担当部署	計画ページ	R 6 年度 取組事項	R 7 年度 取組事項	今後の取組・課題
希少種の保護	環境政策課	44	・三木自然愛好研究会と関係部署と情報交換会を実施し、希少種の実態の把握等を行った。	・三木自然愛好研究会と関係部署と情報交換会を実施し、希少種の実態の把握等を行った。	・継続して実施する。

動植物の生息・生育環境の整備	環境政策課	44	・増田ふるさと公園で、三木自然愛好研究会と協働し、希少種の保護等を行った。	・増田ふるさと公園で、三木自然愛好研究会と協働し、希少種の保護等を行った。	・継続して実施する。
特定外来生物対策の実施	環境政策課	44	・特定外来生物の種類や発見時の対応等を必要に応じて、ホームページにて情報提供を行った。	・特定外来生物の種類や発見時の対応等を必要に応じて、ホームページにて情報提供を行った。	・継続して実施する。
	農業振興課	44	第3次三木市環境総合計画（中間見直し）（令和8年3月）より新規掲載	・アライグマ、ヌートリア駆除を実施した。730頭	・農村部の農業被害のみならず、都市部の住宅地にも生息範囲が拡大しており、生活衛生の観点からも対策範囲を広げる必要がある。
	農地整備課	44	第3次三木市環境総合計画（中間見直し）（令和8年3月）より新規掲載	・多面的交付金事業を通しナガエツルノゲイトウに関する注意喚起を行った。	・継続して実施する。
有害鳥獣対策の実施	農業振興課	45	・電気柵補助を実施した。L=33,200m ・狩猟免許補助を実施した。31人 ・アライグマ駆除を実施した。1,357頭 ・イノシシ・シカ駆除を実施した。548頭	・電気柵補助を実施した。L=33,465m ・狩猟免許補助を実施した。22人 ・イノシシ・シカ駆除を実施した。582頭 ・狩猟体験会を開催した。	・農村部の農業被害のみならず、都市部の住宅地にも生息範囲が拡大しており、生活衛生の観点からも対策範囲を広げる必要がある。 ・獣害対策に必要な狩猟者が高齢化しており、次代の有害対策隊員を育成する必要がある。 ・イノシシの市街地出没が増加していることから、緊急時における連絡体制や対応方法を整備しておく必要がある。

方向性（２） 自然とふれあう場の創出

施策	担当部署	計画ページ	R 6 年度 取組事項	R 7 年度 取組事項	今後の取組・課題
自然体験活動や自然観察会の開催	環境政策課	46	・増田ふるさと公園で、三木自然愛好研究会が里山まつりを実施し、自然と触れ合う機会の創出等を図った。	・増田ふるさと公園で、三木自然愛好研究会が里山まつりを実施し、自然と触れ合う機会の創出等を図った。	・継続して実施する。
里山の保全・再生	農業振興課	46	・吉川町鍛冶屋地区において里山林整備に取組む団体を森林山村多面的機能発揮対策交付金の一部を負担することで支援した。	・吉川町鍛冶屋地区において里山林整備に取組む団体を森林山村多面的機能発揮対策交付金の一部を負担することで支援した。（森林山村多面的機能発揮対策交付金の3年間の事業完了。次期3年間の継続交付申請中（R8～））	・有害獣対策としての里山整備は、地元住民の要望をくみ取り、合意形成のもとに進めるべきであり、まずは地元の要望の掘り起こしから始める必要がある。

方向性（３） 農地の保全

施策	担当部署	計画ページ	R 6 年度 取組事項	R 7 年度 取組事項	今後の取組・課題
農地の有効利用の促進	農業振興課	46	・認定新規就農者の登録を実施した。（4経営体） ・認定農業者新規登録及び更新を行った。（14経営体） ・水田活用推進補助金を交付した。（71ha）	・認定新規就農者の登録を実施した。（8経営体） ・認定農業者新規登録及び更新を行った。（15経営体） ・水田活用推進補助金を交付した。（63ha）	・後継者問題による耕作放棄の拡大を防ぐために、国県の補助メニューを活用しながら、営農組合や認定農業者等による集積を進める。
	農業委員会	46	・農地の集積や担い手の育成に努めるとともに、遊休農地の解消に向けた農地パトロールを実施した。	・農地の集積や担い手の育成に努めるとともに、遊休農地の解消に向けた農地パトロールを実施した。	・高齢化、担い手不足により、農地の売り渡し依頼や耕作依頼案件が増加している。

環境への影響が少ない農業の普及	農業振興課	46	・地力増進推進事業補助を実施した。（198ha）	・地力増進推進事業補助を実施した。（146ha）	・減農薬・減肥料栽培の推進にあたり、栽培技術の確立や販路の確保が必要である。
地産地消の推進	観光振興課	47	・直売所機能強化をめざした山田錦の館の改修について、リニューアル工事を行った。 ・出荷点数の安定化を図るため、生産者団体が会員の募集を行い、出荷者の増加を図った。	・道の駅よかわ開駅を契機とした入込数の増加に伴い、吉川の農家団体であるようしょう会では会員数を拡大し、出荷点数の増加を実現した。 ・農地の保全、後継者確保に向けた取組として、半農半X型地域おこし協力隊の採用を行った。	・引き続き、道の駅よかわ（山田錦の館）の安定した出荷点数を継続するため、引き続き協議を重ね、改善策を打ち出していく。
	農業振興課	47	・学校給食への地産地消実績として30.6t実施した。 ・市有農地を利用した小学生の営農体験を実施した。（1回）	・学校給食への地産地消実績として35.1t実施した。 ・市有農地を利用した小学生の営農体験を実施した。（1回）	・地元農産物販売価格と一般の流通価格に乖離があり、小規模農家中心の栽培計画を行っていることから、安定した供給量が確保しにくい。
	教育施設課	47	・学校給食に市内産の野菜（玉ねぎ等）やみそ等を計画的に使用した。	・学校給食に市内産の野菜（玉ねぎ等）やみそ等を計画的に使用した。	・農家の高齢化、後継者不足により、農地の拡大が難しい。また、天候に左右されるため、市内産野菜の安定的な確保が出来るように生産者団体等との連携を強化する。

基本目標3：3Rの推進による資源が循環するまち

方向性（1） ごみの減量化の推進

施策	担当部署	計画ページ	R6年度 取組事項	R7年度 取組事項	今後の取組・課題
家庭系ごみの発生抑制に向けた取り組み	環境課	48	・ホームページ等で可燃ごみ減量化のため、「雑紙のリサイクル」について啓発した。	・ホームページ等で可燃ごみ減量化のため、「雑紙のリサイクル」について啓発した。 ・廃棄物の削減と循環型社会の形成をめざして、令和8年3月に株式会社マーケットエンタープライズと協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら」を通じたリユースの取組みを開始した。	・継続して実施する。 ・リユースプラットフォーム「おいくら」の利用を啓発・推奨し、リユース意識の一層の向上を図る。
	環境政策課	48	第3次三木市環境総合計画（中間見直し）（令和8年3月）より新規掲載		・引き続き実施する。
再使用に関する取り組み	環境政策課	49	・三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、基本目標の1つに「循環型社会の形成・推進」を掲げ、マイバッグやマイ箸マイカップ、マイボトル行政、事業者、市民の取組等について明記した。	・デコ活教室や金物まつりなどのイベントにおいて、マイボトルのデコ活グッズを配布し、使用を広く呼びかけた。	・引き続き実施する。
	環境課	49	・広報みき3月号でリサイクルの促進のため、「ペットボトルの分別・リサイクル」について啓発した。	・広報みき3月号でリサイクルの促進のため、「ペットボトルの分別・リサイクル」について啓発した。	・継続して実施する。

事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み	環境課	49	・令和6年11月に「事業系ごみの処理について」-ハンドブック-を作成し、三木商工会議所及び吉川町商工会の窓口等に配置するとともに、事業所からの問合せについて、事業所ごみの削減方法等について助言を行った。	・令和6年11月に作成した「事業系ごみの処理について」-ハンドブック-を、三木商工会議所及び吉川町商工会の窓口等に配置するとともに、事業所からの問合せについて、事業所ごみの削減方法等について助言を行った。	・継続して実施する。
プラスチックごみ対策の実施	環境政策課	49	第3次三木市環境総合計画（中間見直し）（令和8年3月）より新規掲載	環境総合計画の中間見直しの際に、プラスチックごみ対策の記載を行った。	兵庫県と連携し、県のプラスチック削減モデル事業など、市内事業者に対して情報提供を行っている。

方向性（2） ごみの分別と資源化の推進

施策	担当部署	計画ページ	R6年度 取組事項	R7年度 取組事項	今後の取組・課題
分別の徹底	環境課	50	・広報みき9月号でごみ分別の徹底のため、「家庭から出る草・葉・小枝の処理方法」について啓発した。	・広報みき9月号でごみ分別の徹底のため、「家庭から出る草・葉・小枝の処理方法」について啓発した。	・継続して実施する。
店頭回収の推進	環境政策課	50	・三木市スリム・リサイクル宣言の店として、8店舗で店頭回収により、ごみの減量化、資源化を進めた。	・三木市スリム・リサイクル宣言の店として、8店舗で店頭回収により、ごみの減量化、資源化を進めた。	・既存のスーパーなどへの呼びかけや、新規オープン店舗には事前協議段階で依頼するなど、店舗数増加に努めることを検討する。
小型家電の再生利用の推進	環境課	50	・ホームページ等で小型家電の収集徹底のため、「小型家電の分別」について啓発した。	・ホームページ等で小型家電の収集徹底のため、「小型家電の分別」について啓発した。	・継続して実施する。
資源ごみ集団回収運動等の推進	環境政策課	51	・約90団体に対して、奨励金を交付した。	・約90団体に対して、奨励金を交付した。	・団体の高齢化などで、集団回収を辞める団体が増加してきた。持続可能な制度の見直しを検討する。

方向性（3） ごみの適正処理の推進

施策	担当部署	計画ページ	R6年度 取組事項	R7年度 取組事項	今後の取組・課題
収集体制等の整備	環境課	51	・収集体制を整え、「ふれあい収集」や「粗大ごみかけつけ隊」を実施した。	・収集体制を整え、「ふれあい収集」や「粗大ごみかけつけ隊」を実施した。	・継続して実施する。
適正処理の推進	環境課	51	・処理困難物の混入やごみの分別が不十分な場合は指導を行い、必要に応じて不適物の持ち帰りを指示した。 また、事業系ごみについては、許可業者や排出事業者に対し、適正処理に係る指導を実施した。	・処理困難物の混入やごみの分別が不十分な場合は指導を行い、必要に応じて不適物の持ち帰りを指示した。 また、事業系ごみについては、許可業者や排出事業者に対し、適正処理に係る指導を実施した。 ・充電式電池の処分方法について、広報みき6月号・7月号やホームページ、ごみ収集予定表等で周知した。	・継続して実施する。
周知方法の工夫	環境課	51	・ごみなんでも帳、ごみカレンダー、スマートフォンアプリ等を活用した情報提供を継続して取り組み、わかりやすい周知に努めた。	・ごみなんでも帳、ごみ収集予定表（従来のごみカレンダーをリニューアル）、スマートフォンアプリ等を活用した情報提供を継続して取り組み、わかりやすい周知に努めた。	・多言語版のごみ分別表を作成し、外国人へごみの分別について啓発する。

災害廃棄物対策の実施	環境課	51	・令和6年3月に改定した「三木市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時における廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた事前の備えと体制づくりに努めた。	・令和6年3月に改定した「三木市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時における廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた事前の備えと体制づくりに努めた。	・継続して実施する。
------------	-----	----	---	---	------------

基本目標4：地域の良い環境を創出する安全・快適なまち

方向性（1） 公害の発生防止

施策	担当部署	計画 ページ	R 6 年度 取組事項	R 7 年度 取組事項	今後の取組・課題
大気質の保全	環境政策課	53	・野焼きの防止のため、指導、啓発を行った。	・野焼きの防止のため、指導、啓発を行った。	・取り組みを継続し、悪質な事案には、県北播磨県民局環境課、警察等の関係機関と連携して行政指導を行う。
水質の保全	環境政策課	53	・市内の7河川15地点で水質調査を行い結果を公表した。 ・水質汚濁防止法等に基づき、事業所等の水質検査を行った。	・市内の7河川15地点で水質調査を行い結果を公表した。 ・水質汚濁防止法等に基づき、事業所等の水質検査を行った。	・調査を継続し、水質の監視を行う。
	下水道課	53	・公共下水道処理区域内の未接続世帯に対する水洗化啓発を実施した。また、公共下水道及び集落排水の処理区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水の適正処理に努めた。	・公共下水道処理区域内の未接続世帯に対する水洗化啓発を実施した。また、公共下水道及び集落排水の処理区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水の適正処理に努めた。	・公共下水道処理区域内の未接続世帯には、高齢者のみの世帯が多くあり、水洗化への投資意欲を向上させる必要がある。
騒音・振動の発生防止	環境政策課	54	・市内の主要道路2路線、6区間で自動車騒音測定及び面的評価を行った。 ・騒音振動の苦情に対して、発生元の指導を行った。	・市内の主要道路3路線、7区間で自動車騒音測定及び面的評価を行った。 ・騒音振動の苦情に対して、発生元の指導を行った。	・取り組みを継続する。
土壌の保全	環境政策課	54	・土壌汚染の可能性がある地域において、地下水の検査を行った。	土壌汚染の疑いがあった事業場に対して、現地確認を行い、適正な措置を実施するように指導した。	・引き続き県と連携し、取り組みを継続する。
悪臭の発生防止	環境政策課	54	・工場や事業場から発生する悪臭について、4件指導を行った。	・工場や事業場から発生する悪臭について、7件指導を行った。	・取り組みを継続する。
有害化学物質対策の実施	環境政策課		・アスベスト飛散防止対策について啓発した。 ・解体工事等を行う時に提出される、特定建設作業実施届書にアスベストに関する調査の結果を添付してもらった。	第3次三木市環境総合計画（中間見直し）（令和8年3月）より削除	

方向性（2） 居住環境と地域の景観資源の保全

施策	担当部署	計画 ページ	R 6 年度 取組事項	R 7 年度 取組事項	今後の取組・課題
公園・緑地の維持管理	都市政策課	54	・花のあるまちづくり事業、アドプト制度を実施し、公共の場所の緑化活動を推進した。	・花のあるまちづくり事業、アドプト制度を実施し、公共の場所の緑化活動を推進した。	・継続して実施する。
良好な景観環境の維持	都市政策課	54	・兵庫県屋外広告物条例に基づき違反広告物の是正指導や簡易除却を行った。	・兵庫県屋外広告物条例に基づき違反広告物の是正指導や簡易除却を行った。	・継続して実施する。

地域の景観の保全と活用	観光振興課	55	・昨年度に引き続き都市政策課とともに、湯の山街道周辺にてイベントを開催した。また、大学と連携して旧市街地の地域資源を活用した「長治公とともに三木城下町を巡るリアル謎解きイベント」を開催している。 ・観光客用トイレや遊歩道の清掃等の委託管理を行い景観の保全を行った。	・歴史資源を活用した取組として、大河ドラマ「豊臣兄弟！」放映記念イベントを三木合戦ゆかりの地にて開催し、多くの方に「三木合戦」の舞台である三木に訪れていただいた。（みっきいハイキング、謎解き（期間限定御城印配布）等）	・更なる取組として、三木城主別所長治と豊臣秀吉・秀長兄弟が戦った三木合戦の舞台「三木」をPRするため、年間を通じて三木の歴史を感じることができる各種イベントを開催する「HIDE NAGAフェス」を開催することで、更なる誘客を図る。
	都市政策課	55	・歴史的景観形成地区（三木城下町地区歴史的景観形成地区）の指定区域内の歴史的な町並みを残していくために、建物改修や新築時等には、指定区域内の景観基準に配慮していただけるよう説明していく。	・歴史的景観形成地区（三木城下町地区歴史的景観形成地区）の指定区域内の歴史的な町並みを残していくために、建物改修や新築時等には、指定区域内の景観基準に配慮していただけるよう説明していく。	・継続して実施する。
	文化・スポーツ課	55	・史跡等の草刈りを定期的に行ったほか、歴史ウォークを5回実施し、その活用を進めた。	・史跡等の草刈りを定期的に行ったほか、歴史ウォークを5回実施し、その活用を進めた。	・取組を継続する。
ポイ捨て防止対策の実施	環境政策課	55	・清掃美化活動を行うグループや団体を募集するとともに、必要な消耗品を支給し、意識の醸成に努めた。 ・自治会にポイ捨て防止の看板を必要に応じて配布した。	・清掃美化活動を行うグループや団体を募集するとともに、必要な消耗品を支給し、意識の醸成に努めた。 ・自治会にポイ捨て防止の看板を必要に応じて配布した。	・取り組みを継続する。
不法投棄の防止対策の実施	環境政策課	56	・不法投棄防止パトロールを実施し抑制に努めた。 ・自治会に不法投棄禁止の看板を必要に応じて配布した。	・不法投棄防止パトロールを実施し抑制に努めた。 ・自治会に不法投棄禁止の看板を必要に応じて配布した。	・取り組みを継続する。

方向性（３） 空き家や空き地の発生防止

施策	担当部署	計画ページ	R 6 年度 取組事項	R 7 年度 取組事項	今後の取組・課題
発生抑制対策の実施	生活安全課	56	・固定資産税納税通知書に相続登記義務化などに係る書類を同封した。 ・終活冊子を増刷し、各公共施設へ設置したほか、出前講座等において活用を促した。（500部）	・税務課が発送する固定資産税納税通知書に、住所等変更登記等の周知を目的とするチラシを同封した。 ・民間事業者と終活冊子を協働発行し、各公共施設へ設置したほか、出前講座等において活用を促した。（1,500部）	・不動産等の管理意識が低い層にアプローチする必要がある。 （相談に訪れる人、冊子を手取る人は既に関心がある。） ・遺言書の作成や親族間の協議など、生前に行っておくべき取組を広く周知していく必要がある。
空家の利活用の促進	縁結び課	56	・「空き家バンク通信」を年1度不動産事業者に送付し、空き家バンク利用・成約状況等をお知らせし、新規物件の掲載を促した。送付時に、結婚新生活支援制度のチラシを入れることにより、若い新婚世帯が中古住宅を購入する際に補助が多くなることをPRした。	・引き続き、「空き家バンク通信」を年1度不動産事業者に送付し、空き家バンク利用・成約状況等をお知らせし、新規物件の掲載を促した。送付時に、結婚新生活支援制度のチラシを入れることにより、若い新婚世帯が中古住宅を購入する際に補助が多くなることをPRした。また、全国版空き家バンクとの自動連係を引き続き行っている。	引き続き、有効な情報発信方法が無いか検討する。
	危機管理課	56	生活安全課と協議した結果、施策の実施に係る課題が多く、実現可能性が低いことから、令和7年度以降、本施策を継続しないこととなった。また、令和7年2月に策定した三木市空家等対策計画においても、本施策を継続しない旨が記載されている。	令和7年度に生活安全課と協議した結果、施策の実施に係る課題が多く、実現可能性が低いことから、本施策を実施しないこととなったため、取組事項なし。	左記のとおり。

	生活安全課	56	・住宅金融支援機構等と連携し、市の空き家対策や相続等に関する出前講座を開催した。(3回) ・住宅の解体や利活用をサポートする株式会社クラッソーネと連携協定を締結した。	・市の空き家対策及び相続に関連する出前講座等を開催した。(7回) ・市民及び所有者等に啓発するため、民間団体と連携し、参加無料の空き家対策セミナーを開催した。(1回) ・民間事業者と連携し、住宅の解体及び利活用を促すリーフレットを作成した。(500部)	・建物不良度及び立地条件等が悪い物件は利活用が容易でないため、改善等が期待できない。 ・密集市街地等、関連法及び規制等の課題がある土地は、個人での利活用が困難なため、都市計画的な観点から解消を図る必要がある。
	商工振興課	56	・市内で起業又は第二創業を目指す方に対して交付している「三木市起業家支援事業補助金」において、空き家改修費の項目を設け、募集した。なお、令和6年度に初めて空き家を活用した申請が採択された。	・市内で起業又は第二創業を目指す方に対して交付している「三木市起業家支援事業補助金」において、空き家改修費の項目を設け、募集した。	・市内で起業又は第二創業を目指す方に対して交付している「三木市起業家支援事業補助金」において、空き家改修費の項目を設け、募集した。
	都市政策課	56	・宮前地区については、現地測量、詳細の整備計画を検討し、地区の合意を得ながら進めた。また、建替え困難地に関する整備予定箇所の用地測量を実施した。 ・大日地区については、密集市街地改善取組み地区の2地区目として、4回の勉強会を実施し、建替え困難地の解消も含めた整備計画の基本的な方針をまとめた地域防災まちづくり計画を策定した。	・宮前地区については、建替え困難地の用地買収、登記が完了し、工事を実施中。 ・大日地区については、地区関係者と勉強会を3回実施し、地域防災まちづくり計画の優先取組箇所の決定及び建替え困難地における概略検討を行った。	・継続して実施する。
	建築住宅課	56	予算化された事業について、実施予定者に補助金申請の時期を随時確認していたが、年度途中で実施を次年度に持ち越したいと申し出があり、事業の実施に至らなかった。 あわせて他の問い合わせに対し、補助制度の説明等を行った。	兵庫県の空き家活用支援事業の利用があった場合は、市が意見等をつけて進捗する必要がある。令和7年度については1件申請があったが、個人的な都合により取り下げられた。古民家再生支援促進事業に関しても相談はあるが、相談者の都合により活用には至っていない。	空き家については個人が管理する財産であるため、市が売買等に関して積極的に介入するのは難しい、
	農業委員会	56	・令和5年度から農地取得要件の下限面積が廃止された。	・令和5年度から農地取得要件の下限面積が廃止された。	・農地取得要件の下限面積は廃止となったが、農地の効率的耕作要件、農業従事要件等を満たす必要がある。
管理不全な空家や空地への対応	生活安全課	56	・空き家及び空き地の所有者等に対し、指導等を行った。 ・特定空家等の除却を促した。(1棟解体)	・空き家及び空き地の所有者等に対し、指導等を行った。 ・特定空家等の除却を促した。(6棟解体)	・所有者等の特定が困難な物件は指導等を行うことができず、改善等が期待できない。 ・近隣への影響度や収益性が低い物件は、所有者等の管理意識が低いのか、改善まで時間がかかる傾向にある。

方向性（４） 歴史・文化資源の保全と継承

施策	担当部署	計画 ページ	R 6 年度 取組事項	R 7 年度 取組事項	今後の取組・課題
歴史・文化資源の保全と継承	文化・スポーツ課	57	・みき歴史資料館における企画展や講演会等を開催した。	・みき歴史資料館における企画展や講演会等を開催した。	・講演会等のイベントを増やし、入館者の増加につなげる。

基本目標5：地域みんなの力で環境を良くするまち

方向性（1） 環境教育・環境学習の推進

施策	担当部署	計画 ページ	R 6 年度 取組事項	R 7 年度 取組事項	今後の取組・課題
学校での環境教育・環境学習の実施	学校教育課	59	・「環境体験事業」及び「自然学校推進事業」では、外部人材を活用し、自然に触れ合う体験活動を充実させ、自然の良さや素晴らしさを実感ができるよう取組を進めた。社会科や理科、家庭科を中心とした各教科において体験活動とSDGsとを関連させながら学ぶ機会を設けている。	・「環境体験事業」及び「自然学校推進事業」では、外部人材を活用し、自然に触れ合う体験活動を充実させ、自然の良さや素晴らしさを実感ができるよう取組を進めた。また、社会科や理科、家庭科を中心として、各教科において体験活動とSDGsとを関連させながら環境についての学習を行った。	・小学3年生で実施する「環境体験事業」及び小学5年生で実施する「自然学校推進事業」において、自然に触れ合う活動を引き続き充実させていくとともに、専門的な外部人材を活用して、効果的に学習を進める。また、各教科の学習においては、SDGsと関連させながら環境学習の充実を図るとともに、小・中学校間での情報共有を通して、9年間のつながりのある学びを進められるよう努める。
地域での環境教育・環境学習の実施	環境政策課	59	・金物まつりのイベントなどを通じて、来場者に体験学習などを体験してもらい、環境意識への高揚に取り組んだ。	・金物まつりのイベントなどを通じて、来場者に体験学習などを体験してもらい、環境意識への高揚に取り組んだ。 ・デコ活教室を開催し、若い世代に対して環境意識の高揚を図った。	・取り組みを継続する。
	生涯学習課	59	・家庭で不要になった日用品、台所用品などを持ち寄り、町民文化祭の催しコーナーで販売する「バザー」を実施しており、資源の有効利用とごみの削減に取り組んだ。 ・女性セミナーの講座で、「家庭でできるエコライフ～暮らしの省エネポイント～」を実施した。家庭でできるSDGsにつながる取組について学んだ。	・町民文化祭やフリーマーケットで不要品を販売し、資源を大切にしながらごみを減らすことで、循環型社会づくりや地球温暖化防止の意識の高揚に努めた。 ・青山・緑が丘・志染の3館合同で廃材利用のミニチュア作成を行い木材の再利用についての意識を高めた。	・バザーや資源循環の活動を今後も継続して実施する。 ・活動がCO2削減につながることを地域に広く伝え、参加者や協力者を増やすための周知・啓発に力を入れる。 ・身近な環境教育を通じて、地域でのSDGsや地球環境に関する意識を高める。
環境教育・環境学習を担う人材の育成	環境政策課	60	・市が補助金を交付している団体であるエコ三木や三木自然愛好研究会が環境教室を開催し、子どもを中心とした環境学習の場を設けることで、環境への住民理解の促進に努めている。	・県の地球温暖化防止活動推進員（エコ三木）や三木自然愛好研究会が環境教室を開催し、子どもを中心とした環境学習の場を設けることで、環境への住民理解の促進に努めている。 ・保健衛生協議会において、環境学習の観点から視察研修を実施した。	・取り組みを継続する。
	生涯学習課	60	・夏季休業中の小学生を対象に実施した「サマースクール」のプログラムの一つに、「海の環境」等について学ぶ講座を実施した。命の源である大切な海を美しいまま未来に引き継ぐために、自分たちにできることを指導者とともに考えた。研修のまとめとして岩礁に群がる生き物を盛りつけた「海のスノードーム」づくりを行った。	・別所地区では市民協議会と中学生、小学生が通学路を中心に地域美化活動（クリーンキャンペーン）を実施。また、ごみの不法投棄対策として監視カメラ貸出や看板設置などの自主的な活動を行っている。 ・自由が丘の保健衛生推進協議会ではパナソニックエコテクノロジーセンターと三木市清掃センターの見学会を開催し、最新のエコ技術やごみ処理の現場を学び、地域のSDGs意識向上を図った。	・クリーンキャンペーンの周知を強化し、ポイ捨てをしない意識や自然環境保護の啓発を進める。また、監視カメラの取り組みを必要に応じて拡大していくことが課題。 ・地域のSDGs意識向上を目指して、今後も取り組みを継続する。

方向性（２） 地域での環境保全活動の促進

施策	担当部署	計画 ページ	R 6 年度 取組事項	R 7 年度 取組事項	今後の取組・課題
環境保全活動への支援の実施	環境政策課	60	・増田ふるさと公園の管理委託をしている三木自然愛好研究会が、生き物観察会などを通して、環境保全活動の周知に努めた。	・増田ふるさと公園の管理委託をしている三木自然愛好研究会が、生き物観察会などを通して、環境保全活動の周知に努めた。	・継続して実施する。
	農地整備課	60	・市内８９地区において、多面的機能支払交付金事業を通じた農村環境の整備を行った。	・市内８９地区において、多面的機能支払交付金事業を通じた農村環境の整備を行った。	・継続して実施する。
	道路河川課	60	・建設業協会と協働で道路の清掃をするクリーン作戦を行った。また、道路アドプト制度によりボランティア団体を支援することで、美化活動の推進に寄与した。	・建設業協会と協働で道路の清掃をするクリーン作戦を行った。また、道路アドプト制度によりボランティア団体を支援することで、美化活動の推進に寄与した。	・継続して実施する。
	都市政策課	60	・自治会に公園の清掃、トイレの維持管理を委託して地域の環境美化に努めた。また、令和４年度から社会情勢に応じて委託料の増額を行った。 ・繁茂している高木および枯木については、適宜、剪定・伐採を行った。	・自治会に公園の清掃、トイレの維持管理を委託して地域の環境美化に努めた。 ・繁茂している高木および枯木については、適宜、剪定・伐採を行った。	・継続して実施する。
事業活動における取り組みの促進	環境政策課	60	・今年度に策定した三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）において、基本目標を５つ掲げ、事業者の脱炭素に資する取組を明記した。	・兵庫県が国の重点対策加速化事業の承認を得て実施を開始した、非住宅用太陽光発電設備等導入補助事業について、商工会議所などに周知を行った。 ・兵庫県が開始した、共同調達事業の周知について協力した。	・引き続き事業者が活用できる制度などの情報提供を行う。
	商工振興課	60	「クールチョイス」から発展させた「デコ活」の周知を窓口等で実施した。	・「デコ活」の周知を窓口等で実施し、事業者等の示達的な取組を促進した。	・取り組みを継続する。。
環境に関する情報の発信	環境政策課	60	・HP、広報誌、SNSやデジタルサイネージにおいてデコ活推進事業に関する情報発信を行った。	・HP、広報誌、SNSやデジタルサイネージにおいてデコ活推進事業に関する情報発信を行った。	・継続して実施する。

方向性（３） 分野横断的な取組

施策	担当部署	計画 ページ	R 6 年度 取組事項	R 7 年度 取組事項	今後の取組・課題
広域連携の推進	環境政策課	61	・ひょうご環境保全連絡会、ひょうご環境創造協会、加古川水質汚濁防止協議会などに参画し、県、他市町、事業者等と連携を図っている。	・ひょうご環境保全連絡会、ひょうご環境創造協会、加古川水質汚濁防止協議会などに参画し、県、他市町、事業者等と連携を図っている。	・取り組みを継続する。
持続可能な社会の実現に向けた取り組み	企画政策課	61	三木市総合計画後期基本計画を改定し、従来と同様、体系・枠組みごとにSDGsの該当項目を紐づけ、各事業の実施により持続可能なまちづくりに繋がる計画とした。	SDGs 未来都市計画が最終年度を迎えることを受け、第2期計画の策定を行った。また、総合計画基本計画の中で、体系・枠組みごとにSDGsの該当項目を紐づけ各事業の実施により持続可能なまちづくりを推進した。	総合計画後期基本計画や、第2期SDGs 未来都市計画で定めた事業の実施により、持続可能なまちづくりの実現に繋げていく。

縁結び課	61	新たに建設する交流拠点において県産木材の活用や、ZEB Ready認定に向けた調整を行った。	新たに建設した三木市多世代交流施設において県産木材の活用を行い、ZEB Ready認定に向けた調整を行った。	令和8年4月にZEB-Readyに伴うBELS認定を受けた。
環境政策課	61	・三木金物まつりで、市内の高校生と協働し、環境保全とともに地球温暖化対策に対して普及啓発活動を実施した。	・三木金物まつりで、市内の高校生と協働し、環境保全とともに地球温暖化対策に対して普及啓発活動を実施した。	・若い世代に対するデコ活教室や、金物まつりなどのイベントでの高校生との連携など、若い世代に対する意識情勢を引き続き検討する。
都市政策課	61	・大規模開発については事業者と連携し、緑地の確保等、協定や覚書をかわし環境に配慮したまちづくりに努める。	・大規模開発については事業者と連携し、緑地の確保等、協定や覚書をかわし環境に配慮したまちづくりに努める。	・継続して実施する。